



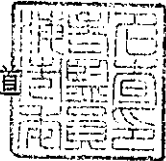
海老名市監査委員告示第 4 号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、市長室の定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり報告する。

平成30年3月29日

海老名市監査委員

三田 弘道



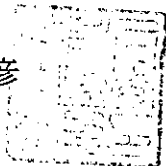
海老名市監査委員

雨宮 徳明



海老名市監査委員

市川 敏彦



定期監査結果報告書

1 監査の対象部課及び所掌事務

【市長室】

(1) 秘書課

市長及び副市長の秘書に関すること。儀式及び交際に関すること。褒賞及び表彰に関すること。市長会等に関すること。特命事項の調査研究に関すること。市長市政相談に関すること。

(2) 文書法制課

議会の招集及び議案の調製に関すること。議会、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員との連絡に関すること。文書の收受、審査、保存等に関すること。条例、規則等例規に関すること。法令の解釈運用に関すること。情報公開に関すること。個人情報保護に関すること。公印に関すること。行政訴訟に関すること。部の庶務及び調整に関すること。部内の事務分掌の調整に関すること。

(3) 職員課

職員の任免、分限、賞罰その他の身分及び服務に関すること。職員の配置に関すること。職員の研修に関すること。職員定数に関すること。職員団体との折衝に関すること。職員の採用試験及び選考に関すること。職員の給与その他の給付に関すること。職員の安全衛生に関すること。職員の公務災害に関すること。職員の福利厚生に関すること。

(4) シティプロモーション課

広報（WEB広報を含む。）に関すること。報道機関との連絡調整に関すること。シティプロモーションの推進に関すること。都市ブランドに関すること。イメージキャラクターに関すること。

(5) IT推進課

地域の情報化推進に関すること。情報システムに係る総合企画及び調整に関すること。電子自治体の推進に関すること。情報セキュリティに関すること。電子計算業務に係る企画及び調整に関すること。電子計算機の運用管理に関すること。自主統計に関すること。基幹統計に関すること。

(6) 危機管理課

危機管理に関すること。地域防災計画に関すること。国民保護計画に関すること。特殊地下壕に関すること。危機対策に関すること。水防対策に関すること。防災行政無線に関すること。

2 監査の対象範囲

監査の対象部課の所管に属する財務に関する事務

3 監査の対象期間

平成 29 年 2 月 1 日から平成 30 年 1 月 31 日まで

4 監査の方法

財務に関する事務が法令に基づき適正に行われているかを主眼として、対象期間における次に掲げる事務について監査対象を抽出し、書面調査等を実施するとともに、関係職員に説明を求めた。

- (1) 予算の執行・収入支出に関する事務
- (2) 契約に関する事務
- (3) 財産管理に関する事務
- (4) 庶務に関する事務
- (5) 補助金交付に関する事務

5 監査年月日

平成 30 年 3 月 22 日及び 23 日

6 監査の結果

監査対象部課における予算の執行・収入支出事務、契約事務、財産管理事務、庶務事務、補助金交付事務については、おおむね適正に執行されていると認められた。

なお、南部大型防災備蓄倉庫整備に係る用地の取得に際し、当該用地に存する樹木等を土地所有者において撤去することを条件に土地売買契約を締結したところ、樹木等の撤去がなされないまま所有権移転登記を行い、土地代金の支払いを行った。

当該土地所有者からは樹木の撤去が困難である旨の申出があり、土地代金の返還を受けたものではあるが、土地の引渡しは樹木等の撤去がなされたことを確認した上で行われるべきものであり、用地取得に係る事務手続に留意されたい。